

ETC カード特約

第1条（適用） この特約は、株式会社ゴールドポイントマーケティング（以下「会社」といいます。）が発行するETCカードの利用に関して定めるもので、ETCカードを利用する会員には、この特約および会社が定めるゴールドポイントマーケティングクレジットカード会員規約（以下「規約」といいます。）およびこれに付帯する特約が適用されます。

第2条（定義） この特約において使用する語句の定義は、つぎのとおりとします。道路事業者：東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社および公社等（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成11年建設省令第38号）第2条第1項にもとづく公告または公示を行った地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者）のうち、会社または会社が提携するクレジットカード会社とETC決済契約を締結した者で、会社が指定する者 ETCシステム：道路事業者の定める有料道路の料金所で、車両に搭載された車載器および車載器にセットされたETCカードならびに道路事業者によって道路に設置された路側システムを使用して、料金情報の無線通信を実施することにより、当該車両の通行料金を自動的に収受することのできる道路事業者が運営するシステム ETCカード：ETCシステムの利用者を識別して、車載器を動作させる機能を有するICカード 車載器：車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置 路側システム：道路事業者の定める有料道路の料金所のETC車線に設置され、車載器との無線通信により、通行料金を計算する装置

第3条（ETCカードの貸与） 1.会社は、会社が発行するクレジットカードのうち、規約の適用を受ける、会社が指定するクレジットカードの会員で、この特約を承認のうえ会社が定める方法により会社にETCカードの発行を申込み、会社が適当と認めた方（以下「会員」といいます。）に対して、ETCカードをクレジットカード（以下「親カード」といいます。）に追加して発行し、お貸しします。なお、親カードの入会申込と同時にETCカードの発行を申込み場合は、親カードの入会を会社が審査のうえ承認した後でなければ、ETCカードの発行は認められないものとします。 2.ETCカードには、署名欄を設けないものとします。 3.ETCカードの所有権は、会社に属します。ETCカードは、カードに表示された会員本人だけが使用できるものとします。 4.会員は、ETCカードの使用、保管、管理を十分かつ細心の注意（善良なる管理者の注意義務。以下同じ。）をはらって行っていただくものとします。会員は、ETCカードを他人（ご家族の方を含みます。以下同じ。）に貸与、譲渡、質入、預け渡したり、担保として提供してはならないものとし、また、理由のいかんを問わずETCカードを他人に使用させもしくは使用のため占有を移転させてはならないものとします。 5.会員が、前項に違反し、その違反によりETCカードが他人に不正使用された場合には、これによる損害は会員に負担していただきます。

第4条（ETCカードの利用） 1.会員は、道路事業者の定める料金所において、道路事業者が定める方法で、当該料金所を通過することにより、ETCカードを当該道路事業者に対する通行料金の支払い手段とすることができるものとします。 2.前項にかかわらず、会員は、前項の料金所における通行料金の支払いに際し、道路事業者よりETCカードの呈示を求められたときは、これを呈示していただくものとします。

第5条（ETCカード利用代金の支払い） 1.会員は、前条のETCカード利用による通行料金債務を、規約に従い親カードの利用代金と合算して会社にお支払いいただきます。 2.前項のお支払いは、原則として1回払いに係る規約を準用します。

第6条（ご利用枠） ETCカードは、親カードのカード利用枠の範囲内で利用できるものとします。会員が親カードのカード利用枠を超えてETCカードを利用した場合も、会員はその支払いについて責任を負います。

第7条（利用の疑義） 会社は、ETCシステムに記録された利用記録に

もとづき道路事業者によって作成された請求データにもとづき、会員に利用代金を請求いたします。万一、請求データに疑義が生じたときは、会員と道路事業者との間で疑義を解決していただくものとし、会員は会社に対する支払い義務を免れないものとします。

第8条（紛失、盗難） 1.ETCカードが紛失、盗難、詐取、横領等（以下まとめて「紛失・盗難」といいます。）により、他人に不正に利用された場合でも、これによって生じた一切の債務は、会員に負担していただくものとします。 2.会員は、ETCカードが紛失・盗難にあった場合、すみやかにその旨を会社に通知していただくとともに、最寄りの警察署に届出いただくものとします。なお、会社へは、改めて会社の定める書式で紛失・盗難等の詳細について報告していただく場合があります。

第9条（会員に生じた損害のてん補） ETCカードの紛失・盗難により会員に生じた損害は、会社が契約するETCカード保険が適用される場合には、規約第14条（会員に生じた損害のてん補）に準じて、支払われる保険金の範囲内でてん補されます。

第10条（年会費） 会員は、会社が定めるETCカードの年会費を、親カードの年会費とは別に会社にお支払いいただきます。なお、お支払いいただいた年会費は、理由のいかんにかかわらずお返しいたしません。

第11条（ETCカードの有効期限） 1.ETCカードの有効期限は、会社が定めるものとし、ETCカードに表示された年月の末日までとします。

2.会員から有効期限の2ヶ月前までに退会などのお申し出がなく、会社が期間更新を承認する場合は、会社は会員に対して新たな有効期限を表示したETCカードと特約を送付いたします。 3.有効期限内のETCカードの利用代金のお支払いは、有効期限経過後でも、この特約が適用されます。

第12条（退会） 1.会員が、ETCカードを退会する場合は、ETCカードを添えて、会社が定める方法で会社に届出いただけます。 2.会員が、親カードを退会する場合は、ETCカードも同時に退会とされます。

第13条（再発行） 1. ETCカードの再発行は、会社が定める方法で届出していただいた後、会社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は、会社が定めるETCカードの再発行手数料をお支払いいただけます。 2.ETCカードの再発行によりカード番号が変更になった場合、道路事業者が実施する割引制度・ポイントサービス等を利用される会員は、自ら道路事業者所定のカード番号の変更手続きを行うものとします。なお、変更手続きが完了するまでの間は、ETCカードの利用はこれらの割引対象にはなりません。会社は、ETCカードの利用が割引対象にならないことにより会員に生じた損失、損害に関しては免責とさせていただきます。

第14条（利用停止措置） 会社は、会員がこの特約もしくは規約に違反した場合、会員に通知することなく、ETCカードの利用停止の措置をとることができるものとします。この場合、会社は、利用停止措置に起因する道路上での事故に関しては一切免責とさせていただきます。

第15条（免責） 1.会社は、会員に対して、事由のいかんを問わず、道路上での事故及び車載器に関する紛議に関し、これを解決しもしくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。 2.会員は、車両の運行に際しては、必ず、ETCカードの作動確認を行うものとし、作動に異常がある場合には、当該ETCカードの使用をやめ、直ちに会社に通知するものとします。 3.会社は、会員に貸与するETCカードのIC機能不良にもとづく、会員の損失、不利益に関して責を負わないものとします。

第16条（特約の変更、承認） この特約の変更について会社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にETCカードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。

第17条（ETCシステム利用規程の遵守） 会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETCカードを利用するものとします。

第18条（規約の適用） この特約に定めのない事項については、規約を適用するものとします。

以上
規-003特①（20101101）